

デイサービス筑後カレッジ重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- ① 法人名 株式会社コネクトライフ
- ② 法人所在地 福岡県三潴郡大木町大字大角 1797 番地 1
- ③ 電話番号 0944-33-1211
- ④ 代表者氏名 代表取締役 神野智行
- ⑤ 設立年月 平成 25 年 2 月 25 日

2. 事業所の概要

- ① 事業所の種類 指定通所介護事業所
平成 26 年 6 月 1 日指定

※当事業所は、以下の加算対象サービスを実施しています。

介護予防通所介護：運動器機能向上加算、介護職員処遇改善加算 I

通所介護：個別機能訓練加算 I II、入浴介助加算、送迎減算、介護職員処遇改善加算 I

- ② 事業所の番号 4077900258
- ③ 事業所の名称 筑後カレッジ
- ④ 事業所の所在地 福岡県三潴郡大木町大字大角 1797 番地 1
- ⑤ 電話番号 0944-33-1211
- ⑥ 事業所長（管理者） 神野智行
- ⑦ 当事業所の運営方針

要介護状態等の心身の状況を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の負担軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

- ⑧ 開設年月 平成 26 年 6 月 1 日
- ⑨ 利用定員 24 名

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 三潴郡大木町、大川市、久留米市、筑後市、柳川市の区域。久留米市は、三潴町と城島町のみとする。
- (2) 営業日及び営業時間

営業日営業時間 月～金 8：30～17：30 土 8：30～15：30
サービス提供時間 月～金 9：30～17：00 土 9：30～15：00
定休日 毎週日曜日 及び 夏季（8月13日から8月15日）と年末年始（12月31日
日から1月3日）

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービス及び指定介護予防通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

管理者 1 名 生活相談員 2 名 介護職員 5 名

看護職員 3 名 機能訓練指導員 4 名

令和 1 年 10 月 1 日現在

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金通常 9 割が介護保険から給付されます。加算対象サービスについて、利用するサービスの種類や実施日、実施内容等は、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで通所介護計画に定めます。

<サービスの概要> 基本サービス

① 食事介助：食事の準備、介助を行います。

・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

・ご利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

・食事 12：00～13：00

② 排せつ：ご利用者の排せつの介助を行います。

③ 送迎サービス：ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費をご負担いただきます。通常のサービス実施地域から 10 キロメートル以内無料、10 キロメートル以上 300 円。

利用料単価

令和 1 年 10 月 1 日現在

○通所型サービス

要介護度	基本単位	利用者負担額（円）
------	------	-----------

要支援 1	1655	1655
要支援 2	3393	3393

個別加算対象サービス

- ・ 運動器機能向上加算 : 225 単位/月 (1 月あたり利用者負担額 : 225 円)
機能訓練指導員とその他の職種で共同し運動機能向上計画を作成します。計画に従いサービスを行い、ご利用者の運動器の機能を定期的に記録します。
- ・ 介護職員処遇改善加算 : 総単位数に 5.9% 乗じて加算

○通所介護

所要時間	要介護度	基本単位	利用者負担額 (円)
5 時間以上 6 時間未満	要介護 1	561	561
	要介護 2	663	663
	要介護 3	765	765
	要介護 4	867	867
	要介護 5	969	969
6 時間以上 7 時間未満	要介護 1	575	575
	要介護 2	679	679
	要介護 3	784	784
	要介護 4	888	888
	要介護 5	993	993
7 時間以上 8 時間未満	要介護 1	648	648
	要介護 2	765	765
	要介護 3	887	887
	要介護 4	1008	1008
	要介護 5	1130	1130

個別加算対象サービス

- ・ 個別機能訓練加算Ⅰ : 46 単位/日 (1 回あたり利用者負担額 : 46 円)
- ・ 個別機能訓練加算Ⅱ : 56 単位/日 (1 回あたり利用者負担額 : 56 円)
機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、同じ目標を持ち同じ訓練が設定された 5 人程度以下のグループ (個別対応含む) に対して、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止す

るための訓練を実施します。

- ・入浴介助加算：50 単位/回（1 回あたり利用者負担額：50 円）
- ・送迎減算：事業所が送迎を行わなかった場合：47 単位/回減算
- ・介護職員処遇改善加算：総単位数に 5.9% 乗じて加算

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

- ・食事の提供にかかる費用：1 回あたり 550 円
ご利用者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。
- ・作業材料にかかる費用：1 月 300 円
- ・レクリエーション、クラブ活動等の実費
ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
- ・複写物の交付：1 枚につき 10 円
ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。
- ・日常生活上必要となる諸費用実費：紙おむつ：200 円
日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 25 日までに以下の方法でお支払い下さい。

- ・現金お支払い：通所介護担当者にて手続きを行ないます。

（4）利用のキャンセル、変更、追加

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更、追加できます。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、他の利用可能日時を提示して協議します。

基本的にキャンセル料はいただきませんがご都合によりキャンセルされる場合は速やかにご連絡ください。

6. 苦情の受付について

当事業所における苦情の受付当事業所のサービス提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。当事業所に苦情を申し立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

事業主体や施設に設置している、ご利用者からの苦情に対応する窓口
苦情受付担当者：神野智行（管理者）
電話番号 0944-33-1211

上記以外のご利用者からの苦情に対応する主な窓口等
窓口の名称

1. 福岡県介護保険広域連合 柳川・大木・広川支部
TEL0944-75-6301
2. 福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課
TEL092-642-7859
3. 筑後市市民生活部高齢者支援課介護保険係
TEL0942-53-4115
4. 大川市健康課介護保険係
TEL0944-85-5522
5. 久留米市健康福祉部介護保険課
TEL0942-30-9247

重要事項に関する説明及び同意書

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービス筑後カレッジ

説明者職名 _____ 氏 名 _____

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受けその内容を理解しましたので、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所 _____

利用者氏名 _____ 印 _____

家族住所 _____

家族氏名 _____ 印 (続柄) _____

通所介護・介護予防通所介護サービス利用契約書

デイサービス筑後カレッジ

様（以下「利用者」という）と株式会社コネクトライフ（以下「事業者」という）は、利用者がデイサービス筑後カレッジ（以下「事業所」という）において、事業者から提供される通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項は、（以下「通所介護計画」という）に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の30日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（通所介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の通所介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、通所介護計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合、又は利用者若しくはその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

1. 事業者は利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超えて利用する通所介護サービスを提供するものとします。
2. 事業者は、サービス実施地域外の送迎サービスを、介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
3. 事業者は、重要事項説明書において定めた介護保険給付対象外のサービスを提供します。
4. 前1項及び2項に定めるサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
5. 事業者は、前1項及び2項に定めるサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（サービス利用料金の支払い）

1. 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
2. 利用者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額（「保険者は（保険給付費を）支給すべき額の限度において、当該被保険者に代わり、当該サービス事業者を支払うことができる」介護保険法第41条第6項法定代理受領方式）を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。但し、利用者が要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い））
3. 第5条第1項及び第2項並びに第3項に定めるサービスについて、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
4. 前項の他、利用者は食事の提供にかかる費用代とおむつ代等、利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を、事業者を支払うものとします。
5. 前項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、利用者はこれを翌月27日までに支払うものとします。

第7条（利用日のキャンセル・変更・追加）

1. 利用者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用をキャンセル、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者は速やかに事業者申し出るものとします。
2. 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議するものとします。

第8条（利用料金の変更）

1. 第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
2. 第6条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
3. 利用者は、前項の変更同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
2. 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
3. 事業者は、利用者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
4. 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第10条（守秘義務等）

1. 事業者、および通所介護員等の従業者は、サービス提供をする上で知り得た秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、従業者が退職後、正当な理由がなく在職中知り得たご利用者又は、そのご家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。事業者は、ご利用者およびご家族の個人情報を、次の目的以外には使用することはできません。

- ① 事業者がご利用者に介護サービスを提供するため
 - ② 介護保険事務
 - ③ 事故等の報告
 - ④ ご利用者のサービス向上
 - ⑤ ご家族等への心身の状況説明
 - ⑥ 緊急時における病院、救急隊等に対する状況説明
 - ⑦ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ⑧ 審査支払い機関又は保険者からの紹介への回答
 - ⑨ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等
3. 事業者は利用目的の変更及び追加が生じた場合、ご利用者に対し通知、または公表を行います。
4. 個人情報の使用条件
- ① 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、ご利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。
 - ② 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示します。
5. 緊急を要すると判断した場合は、必要最小限の個人情報を、上記以外の者に提供することもある。その場合は、相手方に対して、関係者以外の者に漏れることのないよう厳重に注意を促すとともに、速やかにご利用者に対して報告します。
6. 事業者は、ご利用者又は、そのご家族からの求めがあった時には、個人情報の利用を中止します。

第四章 利用者の義務

第 11 条（利用者の施設利用上の注意義務等）

1. 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
2. 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
3. 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 12 条（損害賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 10 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、

利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第13条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

1. 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
2. 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
3. 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
4. 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他、自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第15条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1. 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - ① 利用者が死亡した場合
 - ② 要介護認定又は要支援認定により利用者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
 - ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - ④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービス提供が不可能になった場合
 - ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - ⑥ 第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合
2. 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第16条（利用者からの中途解約）

1. 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者指定通所介護利用契約書解除届出書（様式1）にて通知するものとします。
2. 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - ① 第8条第3項により本契約を解約する場合
 - ② 利用者が介護保険施設に入居または入所した場合
 - ③ 利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第17条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- ① 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ② 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第18条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者による、第6条に定めるサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第19条（精算）

第15条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、利用者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第 20 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 21 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

以上施行

平成 26 年 6 月 1 日

令和 年 月 日

事業所住所 福岡県三潴郡大木町大字大角 1797 番地 1
事業所名称 筑後カレッジ
管理者氏名 神 野 智 行 ⑩

利用者住所 _____

利用者氏名 _____ ⑩

家族住所 _____

家族氏名 _____ ⑩（続柄）

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する期間

個人情報の使用期間は介護サービス等の提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2 使用する目的

ご利用者に関わる通所介護計画、個別機能訓練計画等を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため

- ・ ご利用者のおかれている状況について、主治医等の意見を求める必要のある場合
- ・ ご利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- ・ 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- ・ その他サービス提供で必要な場合
- ・ 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3 個人情報の使用条件

- ・ 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、ご利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- ・ 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。
- ・ 緊急を要すると判断した場合は、必要最小限の個人情報を、上記以外の者に提供することもある。その場合は、相手方に対して、関係者以外の者に漏れることのないよう厳重に注意を促すとともに、速やかにご利用者に対して報告する。
- ・ ご利用者及びそのご家族の求めに応じて、第三者への個人情報の提供を中止する。

「個人情報」とは、ご利用者個人及びご家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

令和 年 月 日

[利用者]

[家 族]

住 所 _____

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

氏 名 _____ ㊞ 続柄 _____